

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

南島原市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

長崎県南島原市

3 地域再生計画の区域

長崎県南島原市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は2005年の54,045人から2020年の42,360人(2020年国勢調査速報値結果)と15年間で1万人以上減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045年には23,947人まで減少することが見込まれています。

年齢3区分別の人口推移(住民基本台帳)をみると、2005年から2020年にかけて、生産年齢人口は32,403人から21,711人と減少しており、高校・大学の卒業をきっかけとした若者の転出が主な要因として考えられます。同期間において、年少人口も7,341人から4,692人に減少している一方、老年人口は16,259人から17,600人と増加しています。老年人口は2025年にピークを迎え、以降は減少傾向となる見込みですが、若者の流出や出生数の減少によって高齢化率は上昇していくと推測されています。

自然動態については、若者の減少に伴って出生数が減少しており、住民基本台帳によると、2020年は出生数239人、死亡数766人と▲527人の自然減となっています。本市の合計特殊出生率は国や県と比較して高い状況にありますが、2015年以降は横ばいで推移しており、2019年には1.86となっています。

社会動態については、社会減の状態が続いており、住民基本台帳によると、2020年には転入者819人、転出者1,107人と▲288人の社会減となっています。

このまま人口減少が進行すると、以下の影響が生じる恐れがあります。

- ・後継者不足による産業の衰退、市民所得や税収の減少及び耕作放棄地の増加等
- ・空き家、空き地の増加による危険家屋及び荒れ地の増加、景観及び治安の悪化等
- ・地域の担い手不足による文化及び伝統の衰退・消滅、コミュニティの崩壊、住環境の悪化等
- ・地域の消費者の減少による公共交通、商店等の撤退、価格・料金の高騰等

歯止めがきかない人口流出により過疎化と高齢化が急速に進む本市にとって、地域社会を維持していくためには、日々の経済活動や地域コミュニティが維持できる人口規模を将来に渡り維持するとともに、地域社会の変化に対応した住みよい環境の確保が必要です。

そのため、令和4年度に大幅に改訂された国のデジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、本市でもデジタルの力を活用しつつ、政策の全体最適化や地域課題の解決の加速化を図り、本市に住んでみたい、住み続けたいと思える持続可能な地域社会を構築するため、本市の目指すべき理想像を、基本構想の将来像と同様の「これからも 住み続けたい 住んでみたいまち」とします。

実現化にあたっては、企業誘致や起業・創業の促進、地域社会のデジタル化、施策間連携・地域間連携の強化、脱炭素に関する取組の推進、地域防災力の向上などにより、雇用拡大を牽引する産業活性化と交流人口の拡大を図るとともに、定住・移住を促す安心して暮らせる生活環境の創出を戦略的に展開するため、デジタルの活用を念頭に置き、次の4つの基本目標を設定します。

- ・基本目標1 太陽の恵みと地域資源を活かし、安定した雇用を生み出す
- ・基本目標2 地域の価値を高め、多様な交流により活力を生み出す
- ・基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標4 健康で安心して暮らせる魅力的なまちをつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与 する地方版 総合戦略の 基本目標
ア	企業数	2,053社	1,838社	基本目標 1
	農業経営体数※ 1	2,031経営体	1,569経営体	
	認定農業者数（累計）※ 2	925人	1,000人	
	社会増減数※ 1	-323人	-150人	
イ	観光客数	112万人	124万人	基本目標 2
	観光消費額	65億円	70億円	
ウ	合計特殊出生率	1.85	2.00	基本目標 3
	出生数	262人	238人	
エ	健康寿命（平均自立期間 要介護 2以上）男性※ 2	79歳	79歳	基本目標 4
	健康寿命（平均自立期間 要介護 2以上）女性※ 2	84歳	84歳	
	特定健康診査受診率	46.1%	60%	
	要支援・要介護認定者数	4,070人	3,760人	
	要支援・要介護認定率※ 1	23.2%	22.3%	

※ 1 2022 年度までに実施した事業の効果検証に活用

※ 2 2023 年度以降に実施する事業の効果検証に活用

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する

特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

南島原市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 太陽の恵みと地域資源を活かし、安定した雇用を生み出す事業

イ 地域の価値を高め、多様な交流により活力を生み出す事業

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

エ 健康で安心して暮らせる魅力的なまちをつくる事業

② 事業の内容

ア 太陽の恵みと地域資源を活かし、安定した雇用を生み出す事業

①生産基盤の整備、農道・林道の維持・管理、（農林業）経営基盤の強化、後継者の確保と人材育成、農地の有効利用の推進及び耕作放棄地の解消、（農林業）販路拡大の推進、（農林業）ブランド化・6次産業化の推進、（農林業）地産地消の推進、良好な漁場づくり、（水産業）経営基盤の安定化、水産物の付加価値向上・ブランド化の推進、（水産業）販路拡大の推進、つくり育てる漁業の推進、（商工業）販売強化と地産地消の推進、（商工業）新商品開発・ブランド化の推進、そうめん産業の活性化、住宅・店舗・旅館等のリフォーム、電子地域通貨MINAコインの活用、労働力不足・省力化支援等、地場産業を振興して市内の事業拡大・承継を促進する事業。

②地場産業振興に向けた創業・起業促進と生産性向上への支援等、起業・創業を推奨して新規事業を創出するとともに、企業誘致の強化等、IT企業やサテライトオフィスを中心とした企業誘致を強化する事業。

イ 地域の価値を高め、多様な交流により活力を生み出す事業

①世界遺産センターの整備、ガイダンス機能の充実、世界遺産市民協働会議活動の充実、世界遺産の適切な保全と活用、市民文化・芸術活動の推進、国内外へのプロモーションの強化、世界遺産の情報発信と施設の利便性の向上、自然環境を活かした観光メニューの整備、広域連携による誘客促進、観光ガイドの育成と確保、農林漁業体験民泊の受入体制の充実、海外からの誘客強化、南島原ひまわり観光協会への支援強化、受入環境の整備等、観光を振興して交流人口を拡大し、市内

消費や観光需要の増加を地場産業の振興、起業・創業、企業誘致につなげる事業。

- ②移住・定住支援、南島原市での暮らしに関する情報や体験機会の創出、空き家や空き地、空きアパートの有効活用、関係人口の創出・拡大、地域おこし協力隊の活用、就業支援、高等学校教育・高等教育への支援、国内姉妹都市等との交流、国際交流の推進、大学との連携、市内高校の魅力向上に関する取組への支援等、多様な人とつながりを築くとともに、定住・移住など居住に対する支援を実施する事業。

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

- ①出会い・結婚の環境づくり、出会いの場の支援等、出会いや結婚を後押しして、将来的な出生増加につなげる事業。
- ②妊娠・出産・育児までの切れ目のない子育てしやすい環境づくり、子育てにかかる経済的負担の軽減、子育て世代の交流機会の創出、様々なニーズに応じた子育て支援施設の充実、支援体制の構築、将来の親育て・人づくり、家庭教育支援の充実、放課後における児童の居場所づくり、生きるための学力と人間力の向上、地域に根ざした教育の推進、学校施設の充実、就学の支援、青少年の健全育成等、子どもを産み育てやすい環境を整備する事業。

エ 健康で安心して暮らせる魅力的なまちをつくる事業

- ①地球温暖化防止、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進、再生可能エネルギーの導入、活用促進、生涯を通じた健康づくり支援、健康診査の充実、保健指導の実施、安心な医療体制の確保、生きがいつくりの推進、外出しやすい環境づくり、適正規模・適正配置の推進、防災体制の充実、市内道路の整備、新たな交通手段の確保、住宅の整備、空き家等対策の推進、徹底した市民目線による利便性の向上、地域のデジタル化とデジタル格差の解消、市行政の生産性の向上と働き方改革、資産の有効活用等、市民一人ひとりの暮らしを守るため、持続可能なまちの生活基盤を構築する事業。
- ②市民交流の推進、地域コミュニティの活性化、集落支援員の活用、地域の支え合い体制づくり、地域交流活動拠点施設の活性化、市民活動・

ボランティア活動の活性化、自治会活動の活性化、まちづくりの人材育成、あらゆる分野への女性の活躍推進等、地域社会を維持しまちを存続していくため、地域のコミュニティ強化を図る事業。

※なお、詳細は南島原市第2期総合計画後期基本計画のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

413,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月に外部有識者（南島原市まち・ひと・しごと創生検討会議）による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。また、検証後速やかに南島原市公式ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで